

○ 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文  
 ○ 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）

改 正 案

別記様式第十四（第十九条関係）

（表）

別記様式第十四（第十九条関係）

（表）

現 行

（傍線の部分は改正部分）

(裏)

7.56

1.99

0.50

備考

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》  
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・眼球】

[ 特記欄 : \_\_\_\_\_ ] 《自筆署名》 \_\_\_\_\_  
《署名年月日》 年 月 日

備考 1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(裏)

7.56

4.33

備考

この欄には、国家公安委員会の定める書面をはり付けることができます。

備考 1 (略)

2 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍を記載すること。ただし、本籍又は国籍について法第93条の2の規定による記録が行われる場合にあっては、当該事項は記載しないものとする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 免許を受けた者は、当該免許に係る免許証の裏側の備考欄以外の欄に、国家公安委員会の定める書面をはり付けることができる。

7 (略)